

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目 次

規 則	ページ
◎高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則	1
公 告	
○海洋生物資源の保存及び管理に関する法律による県計画の変更 (漁業管理課)	15

規 則

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第106号

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

高知県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和46年高知県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 条例第2条の独立行政法人福祉医療機構(以下「機構」という。)が定める様式による申込者(被保険者)告知書

第4条第2項中「別記第2号様式」を「機構が定める様式」に改める。

第6条第3項中「承認し、又は承認しなかったときは、別記第8号様式による掛金減額承認・不承認通知書」を「承認したときは別記第8号様式による掛金減額承認通知書を、掛金の減額を承認しなかったときは別記第8号様式の2による掛金減額不承認通知書」に改める。

第7条第1項第1号オ中「その他」を「アからエまでに掲げる書類のほか、」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同項第2号アを次のように改める。

ア 機構が定める様式による重度障害診断書

第7条第2項中「支給しないこと」を「支給しないこと(口数追加に係るもののみを支給しないことを含む。)」に、「年金(加算額)不支給決定通知書を年金支給権者」を「年金不支給決定通知書を年金受給権者」に改める。

第10条第2項中「支給しないこと」を「支給しないこと(口数

追加に係るもののみを支給しないことを含む。)」に、「弔慰金(加算額)不支給決定通知書」を「弔慰金不支給決定通知書」に改める。

第10条の2第2項中「支給しないこと」を「支給しないこと(脱退の場合において、口数追加に係るもののみを支給しないことを含む。)」に改める。

別記第1号様式から別記第3号様式までを次のように改める。

**別記
第1号様式** (第4条関係)

加入等申込書

年 月 日

高知県知事 様

加入等申込者 住所
氏名 ㊟

高知県心身障害者扶養共済制度条例に基づき、高知県心身障害者扶養共済制度に加入
をしたいので、関係書類を添えて申し込みます。 加入
おける口数追加

加入等申込者	ふりがな			男・女	生年月日	年 月 日
	氏名					
	住所	電話番号				
	心身障害者との続柄	心身障害者との同居又は別居の別		職業又は勤務先	電話番号	
心身障害者の世帯状況	氏名	性別	心身障害者との続柄	生年月日	心身障害者との同居又は別居の別	職業又は勤務先(電話番号)
心身障害者	ふりがな			男・女	生年月日	年 月 日
	氏名					
	住所	(入所施設名)				
口数追加	する ・ しない					
現在の高知県心身障害者扶養共済制度への加入の有無	有(加入番号) ・ 無					
県外からの転入者の記入欄	従前の住所		加入番号		加入期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 注 1 この申込書には、次の書類を添えてください。
- (1) 加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し
 - (2) 独立行政法人福祉医療機構が定めた申込者(被保険者)告知書
 - (3) 別記第3号様式による心身障害者の障害証明書
 - (4) 年金管理者を指定する場合は、別記第4号様式による年金管理者指定届書
- 2 口数追加のみの申込みのときは、独立行政法人福祉医療機構が定めた申込者(被保険者)告知書のみを添えてください。
- 3 不要な文字は、消してください。

第2号様式 削除

第3号様式 (第4条関係)

心身障害者の障害証明書		※ 整理番号
① 心身障害者の 氏名及び性別	(ふりがな)	② 男 ・ 女 生年 月日 年 月 日
障害 の 状 況	③ 知的障害	A (重度) ・ B (中度 ・ 軽度)
	④ 身体障 害	障害の種類
		障害の程度
	⑤ その他 の障害	障害名
障害の程度		
⑥ 就労の有無	有 (職種) (平均月収額)	・ 無
⑦ 日常生活における介助の 必要度	ア 極めて介助の必要がある イ かなり介助の必要がある ウ ほとんど介助の必要がない	
⑧ 上記の事項についての特 記事項		
⑨ 療育手帳、身体障害者手 帳又は精神保健福祉手帳 の所持の有無	療育手帳 (記号番号) 有 身体障害者手帳 (記号番号) 精神保健福祉手帳 (1級 ・ 2級) (記号番号)	・ 無
⑩ 障害基礎年金、特別児童 扶養手当、特別障害者手 当、障害児福祉手当又は 福祉手当の受給の有無	障害基礎 ・ 特児 (証書の記号番号) 有 特障 ・ 障児 ・ 福祉手当 (認定通知交付番号)	・ 無
⑪ 児童相談所又は知的障害 者・身体障害者更生相談 所の判定の有無	有 (判定機関名) (判定年月日)	・ 無
⑫ 施設入所の有無	有 (施設の種類)	・ 無
⑬ 証 明 機 関	上記のとおり証明します。 年 月 日 所在地 名称 職・氏名 ④	

注 1 ⑨欄から⑫欄までのいずれもが「無」の場合は、医師の診断書を添えてください。
2 ※印欄は、記入しないでください。

別記第4号様式中「第4条関係」を「第4条」に改める。
別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式 (第4条関係)

加入等不承認通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 印

年 月 日付で申込みのありました高知県心身障害者扶養共済制度への加入
追加 については、次の理由により承認しないことを決定しましたので、通知します。
における口数

申込内容	新規加入 (1口のみ) ・ 新規加入 (2口同時) ・ 口数追加	
加入等申込者	住所	
	氏名	
心身障害者	住所	
	氏名	
不承認の理由		

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式 (第6条関係)

加入番号

掛金減額承認通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

年 月 日付けで申請のありました掛金の減額については、次のとおり承認することを決定しましたので、通知します。

減額後の掛金の額	月額	円
掛金減額開始年月	年	月
備考		

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2 (第6条関係)

加入番号

掛金減額不承認通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

年 月 日付けで申請のありました掛金の減額については、次の理由により承認しないことを決定しましたので、通知します。

掛金の額	月額 円	
加入者	住所	
	氏名	
心身障害者	住所	
	氏名	
不承認の理由		

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式 (第7条関係)

加入番号

年金支給請求書

年 月 日

高知県知事 様

年金受給権者又は年金管理者 住所
氏名

㊟

高知県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項の規定により、年金を請求します。

口数追加の有無		有 ・ 無			
心身障害者 (年金受給 権者)	氏名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日	
	住所	電話番号			
	障害の種類	1 知的障害 2 身体障害 3 その他の障害	障害の程度		
年金管理者	氏名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日	
	住所	電話番号			
	年金受給権者 との続柄				
死亡・重度 障害者(加 入者)	氏名	男 ・ 女	生年月日	年 月 日	
	死亡又は重度 障害の原因と なった傷病名	死亡し、又は 重度障害とな った年月日		年 月 日	

注 1 この請求書には、次の書類を添えてください。

- (1) 加入者の死亡により請求する場合
 - ア 加入者の死亡診断書若しくは死体検案書又はこれらに代わるべき書類。ただし、加入した日(口数追加加入者である場合は、口数追加の日)から2年以内に死亡したときは、別記第10号様式による死亡証明書又は死体検案書
 - イ 加入者の削除された住民票の写し(加入者の氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍(除籍)の抄本)
 - ウ 心身障害者の住民票の写し(心身障害者の氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
 - エ 年金管理者を指定している場合は、年金管理者の住民票の写し(年金管理者の氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
 - (2) 加入者の重度障害により請求する場合
 - ア 独立行政法人福祉医療機構が定めた重度障害診断書
 - イ 加入者の住民票の写し(加入者の氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
 - ウ 心身障害者の住民票の写し(心身障害者の氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
 - エ 年金管理者を指定している場合は、年金管理者の住民票の写し(年金管理者の氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本)
- 2 「障害の種類」欄は、該当するものの番号を○で囲んでください。

別記第11号様式及び別記第12号様式を次のように改める。
第11号様式 削除

第12号様式 (第7条関係)

加入番号

年金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

年 月 日付で請求のありました高知県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項の規定による年金については、次のとおり支給することを決定しましたので、通知します。

年金の額	月 額 円	
口数追加の有無	有 ・ 無	
支給開始年月	年 月	
支給期日	毎月 日	
加入者	住所	
	氏名	
年金受給権者 (心身障害者)	住所	
	氏名	
年金管理者	住所	
	氏名	
備考		

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第7条関係）

加入番号

年金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

年 月 日付けで請求のありました高知県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項の規定による年金については、次の理由により支給しないことを決定しましたので、通知します。

不支給の内容	加入口数すべて不支給 ・ 2口目のみ不支給	
加入者	住所	
	氏名	
心身障害者	住所	
	氏名	
年金管理者	住所	
	氏名	
不支給の理由		

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第16号様式及び別記第17号様式を次のように改める。

第16号様式 (第9条関係)

証書番号

年金支給停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事

高知県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項の規定により支給されている年金については、次のとおり支給を停止することを決定しましたので、通知します。

なお、年金の支給停止の事由が消滅したときは、速やかにその旨を届け出てください。

年金受給権者 (心身障害者)	住所	
	氏名	
年金管理者	住所	
	氏名	
支給停止の事由		
支給停止期間	年 月から上記の支給停止の事由が消滅した日の属する前月まで	

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

第17号様式 (第9条関係)

証書番号

年金支給停止解除決定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事

年 月から停止していましたが高知県心身障害者扶養共済制度条例第8条第1項の規定による年金の支給については、次のとおり支給停止を解除することを決定しましたので、通知します。

年金受給権者 (心身障害者)	住所	
	氏名	
年金管理者	住所	
	氏名	
支給再開年月	年 月	
備考		

別記第19号様式及び別記第20号様式を次のように改める。

第19号様式 (第10条関係)

加入番号

弔慰金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事

年 月 日付けで請求のありました高知県心身障害者扶養共済制度条例第14条第1項の規定による弔慰金については、次のとおり支給することを決定しましたので、通知します。

弔慰金の額	円	
口数追加による加算の有無	有 ・ 無	
支給年月日	年 月 日	
加入者	住所	
	氏名	
心身障害者	住所	
	氏名	
備考		

第20号様式 (第10条関係)

加入番号

弔慰金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

年 月 日付けで請求のありました高知県心身障害者扶養共済制度条例第14条第1項の規定による弔慰金については、次の理由により支給しないことを決定しましたので、通知します。

不支給の内容	加入口数すべて不支給 ・ 2口目のみ不支給	
加入者	住所	
	氏名	
心身障害者	住所	
	氏名	
不支給の理由		

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
 - この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。
- ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第20号様式の3及び別記第20号様式の4を次のように改める。

第20号様式の3 (第10条の2関係)

加入番号

脱退一時金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

年 月 日付けで請求のありました高知県心身障害者扶養共済制度条例第14条の2第1項の規定による脱退一時金については、次のとおり支給することを決定しましたので、通知します。

脱退一時金の額	円	
脱退又は口数の減少の別	脱退 ・ 口数の減少	
口数追加による加算の有無	有 ・ 無	
支給年月日	年 月 日	
加入者	住所	
	氏名	
心身障害者	住所	
	氏名	
備考		

第20号様式の4 (第10条の2関係)

加入番号

脱退一時金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

高知県知事 

年 月 日付けで請求のありました高知県心身障害者扶養共済制度条例第14条の2第1項の規定による脱退一時金については、次の理由により支給しないことを決定しましたので、通知します。

不支給の内容	加入口数すべて不支給 ・ 2口目のみ不支給 ・ 口数の減少分の不支給	
加入者	住所	
	氏名	
心身障害者	住所	
	氏名	
不支給の理由		

(教示)

- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事に対して異議申立てをすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。）。
- この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事になります。）提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

別記第26号様式を次のように改める。

第26号様式 (第13条関係)

証書番号

年金受給権者現況報告書

年 月 日

高知県知事 様

住所
氏名 ㊟

高知県心身障害者扶養共済制度条例第18条第4項の規定により、次のとおり年金受給権者の現況について報告します。

年金受給権者	既報告内容	氏名	男 ・ 女
		住所	〒
	現況	氏名	男 ・ 女
		住所	〒

生年月日
電話番号

年金管理者	既報告内容	氏名	続柄
		住所	〒
	現況	氏名	続柄
		住所	〒

電話番号
電話番号

- 注 1 「年金管理者」欄は、年金管理者を指定している場合にのみ記入してください。
 2 既報告内容に変更がない場合は、「現況」欄のみの記入で構いません。
 3 年金受給権者の住民票の写しを添えてください。ただし、その氏名が住民票に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の抄本を添えてください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、都道府県別に定める数量に関し実施すべき施策に関する県計画を変更するので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり公表する。
平成21年12月28日

高知県知事 尾崎 正直

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県は、総延長約700キロメートルの長い海岸線を有しており、黒潮のもたらす豊かな恵みを利用した漁業が古くから営まれてきた。浦々には、零細な沿岸漁業を主体とする漁村が点在しており、漁業は、本県沿岸域の重要産業となっている。
- (2) 本県の平成19年の海面漁業・養殖生産量は、119,360トンで、全国の2.1パーセントを占めている（第54次高知農林水産統計年報）。
- (3) 本県の主な漁業種類である遠洋・近海かつおまぐろ漁業、沖合漁業、沿岸漁業及び養殖業の生産量の構成比は、それぞれ43パーセント、21パーセント、23パーセント及び13パーセントとなっている（第54次高知農林水産統計年報）。
- (4) しかし、遠洋漁業においては国際的な規制の強化、養殖業においては漁場環境の悪化、不安定な市況の変動等、両漁業を取り巻く環境は、年々厳しさを増しており、漁家経営は、予断を許さない状況となっている。
- (5) このことから、今後、沿岸域における漁船漁業の果たす役割がますます重要になってくるものと考えられるが、全国的に海洋生物資源の多くが低水準又は減少傾向にある中、本県の沿岸漁業の漁獲も総じて伸び悩んでおり、漁家経営は、不安定な状況となっている。
- (6) 本県の基幹産業の一翼を担う水産業が、今後も県民及び国民への高品質なたん白源の安定的な供給という責務を果たすとともに、地域経済の活性化及び発展に寄与していくためには、漁家経営の安定が不可欠である。
- (7) このため、県としては、これまでの漁業管理及び資源管理型漁業の推進等に加えて、漁獲可能量制度に基づく資源の保存及び管理措置を講ずるため、国の基本計画により決定された本県への第一種特定海洋生物資源の配分量に基づき管理を行うこととする。
- (8) 漁獲可能量を適切に管理するため、採捕数量の的確な把握を行い、必要に応じて採捕実績を公表し、併せて漁業関係者への適切な指導を行うことにより、管理の実効性を確保す

る。

- (9) 更に、適切な管理を行うためには、資源の分布、回遊状況、資源状況等について詳細な科学的データ又は知見の集積が必要であるため、水産試験場を中心に国との連携も図りながら資源調査体制の充実強化を図ることとする。
 - (10) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、種苗放流等の栽培漁業による資源の増殖に取り組むこととする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
- (1) 平成21年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
 - (さんま) 若干
 - (まあじ) 若干
 - (まいわし) 若干
 - (するめいか) 若干
 - (2) 平成21年7月から平成22年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。
 - (まさば及びごまさば) 7,000トン
 - (3) 平成22年1月から同年12月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、それぞれ以下のとおりである。
 - (さんま) 若干
 - (まあじ) 若干
 - (まいわし) 若干
 - (するめいか) 若干
 - (4) 平成22年7月から平成23年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量は、以下のとおりである。
 - (まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項
- 海域別及び期間別の数量は、定めない。
 - また、過去の漁獲実績があるものの資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、「若干」とする。
 - 更に、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しない。

- (1) 平成21年7月から平成22年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。

(まさば及びごまさば)	
中型まき網漁業	3,500トン
さば釣り漁業	若干
定置漁業及び小型定置漁業	若干
 - (2) 平成22年7月から平成23年6月までの第一種特定海洋生物資源の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、以下のとおりとする。
 - (まさば及びごまさば) 管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。
- 4 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- (さんま) 知事許可漁業である敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
 - (まあじ) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
 - (まいわし) 知事許可漁業である中型まき網漁業、敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
 - (まさば及びごまさば) 知事許可漁業である中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとし、漁獲実績が定められた配分量を超えないよう努める。また、現状の漁獲努力量を増加させ

ることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

敷網漁業及び小型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数は、現状どおりとする。

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

この結果、漁獲実績が知事管理量を超えないように努める。

(するめいか)

共同漁業権に基づく小型定置漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業については、現状どおりの統数を維持することとする。

また、5トン未満の動力船を使用して釣りによりするめいかをとることを目的とする漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう指導する。

この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 漁業関係者への適切な指導による管理の実効性を確保するため、特定海洋生物資源の採捕数量については、県規則で定める者以外の者からも報告を徴し、県下全体の採捕状況の把握を行うこととする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- (3) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚及び産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。
- (4) 遊漁者による採捕量が資源に与える影響が大きいと考えられる魚種については、遊漁者による採捕数量の把握に努めることとする。